

1 グループ法人税制の適用対象グループ

問1 グループを構成する法人は一体的経営を行っているといわれますが、「一体的」といわれるほどの状態にないグループもたくさんあるように思われます。

一体的経営を行っていないグループ法人も、グループ法人税制の適用を受けることとなるのでしょうか。

【回答（要旨）】

グループを構成する法人は、一体的経営を行っているのか否かにかかわらず、グループ法人税制の適用を受けることとなります。

【解説】

我が国において、近年、グループ法人の一体的経営が進展してきたということを否定する方々はほとんどいないと思われそうですが、ご指摘のように、「一体的経営が行われているか」と現状を問われると、“NO”と答える方々も少なくないかもしれません。

そもそも「一体的経営」がどのような経営を指すのかということは必ずしも明確ではありませんので、全く同じように経営を行っていたとしても、上記の問いに対しては、“YES”と答える方と“NO”と答える方の双方が出てくることになるものと思われます。

また、グループ法人の中には、独立性を持たせるためにわざわざ別法人として経営を行わせているというものも存在するはずで、そのような場合には、「一体的経営」が行われているという指摘には、やや違和感を感じることになるかもしれません。

加えて、個人がグループのトップとなっている場合には、その個人の親族の法人もそのグループの法人とされることになりますが、親族同士は仲が良いとばかりは限りませんので、「一体的経営」が行われているのか否かはケースによって異なる、といわざるを得ないように思われま